

## 領域Ⅲ

## 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

### 領域の目指す社会像

様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

#### 柱1 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進	9 6
(2) 市町の機能強化の支援	9 7
(3) 県こども家庭センター*の機能強化	9 9

#### 柱2 社会的養育\*の充実・強化

(1) 里親*等委託の推進	1 0 2
(2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等	1 0 4
(3) 社会的養護*のもとで生活する子供の自立支援の推進	1 0 6

#### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実	1 0 9
(2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実	1 1 2

#### 柱4 障害のある子供等への支援

(1) 地域における重層的な支援体制の構築	1 1 5
(2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備	1 1 7
(3) 教員の専門性の向上	1 1 9
(4) 特別支援学校*における教育の充実	1 2 0

## 5年後の目指す姿 柱1 児童虐待防止対策の充実

- ◆ 子供へのどのような接し方が体罰\*であり児童虐待になるのか、また児童虐待が子供の成長に与える悪影響、望ましい子育ての方法等について保護者や県民の理解が深まり、子育てにおいて、子供の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす体罰や暴言（以下「体罰等」という。）の行為が減少しています。
- ◆ 市町のネウボラ拠点が、妊娠期からすべての子育て家庭を見守り、虐待の兆候があるなど、支援が必要な家庭を把握した場合は、速やかに専門的な支援を行えるよう、母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「市町こども家庭センター\*」が全市町に設置されています。  
市町こども家庭センターでは、ネウボラ拠点等でのポピュレーションアプローチ\*による虐待の未然防止や、リスクの兆候の早期発見・早期対応、在宅での支援を担い、県のこども家庭センター\*は、より高い専門性が求められる、緊急性や重症度の高い事案に注力するという役割分担のもと、虐待の未然防止や重篤化の防止が図られています。  
市町こども家庭センターの在宅支援においては、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協\*」という。）を活用して関係機関のネットワークが構築され、支援の対象となる子供や家庭の状況に応じた適切な支援を提供することにより、虐待の再発防止が図られています。
- ◆ 県こども家庭センター\*では、市町との適切な役割分担と連携により、虐待の未然防止や早期発見・早期支援に取り組むとともに、増加する児童虐待相談に対応できるよう組織体制の強化や専門性の高い人材の確保・育成を計画的に進め、より高い専門性が求められる、緊急性や重症度の高い事案に注力しています。  
一時保護が必要な子供は、セキュリティが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された安心・安全な環境で、本人の意見・意向を尊重されながら、丁寧なアセスメント\*やケアを受けることができます。また、安全確保の必要性が低い子供は、開放的環境において保護を受けることができます。  
児童虐待等のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司\*や児童心理司\*により、家族再統合や親子関係の修復に向け、継続的な指導や支援を受けています。  
また、家族再統合により、家庭復帰した子供や家庭は、市町や県こども家庭センター、児童養護施設\*等により継続的に見守られ、必要な支援を受けることができ、虐待の再発防止につながっています。

### 成果指標

- 体罰等によらない子育てをしている親の割合  
82.6% ⇒ 87.3%
- 要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合  
100%
- 県内で児童虐待により死亡した子供の人数 0人
- 児童虐待により長期の親子分離が必要なケース  
69件 ⇒ 57件

## 柱1 児童虐待防止対策の充実

### (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進

#### 現 状

- 令和元（2019）年度の児童虐待防止法改正により、親権者等による体罰\*の禁止が法定化され、令和2（2020）年4月1日から施行されており、体罰等によらない子育てをしている親の割合は令和2（2020）年～令和5（2023）年までの4年平均で82.6%に増えています。  
 <体罰等によらない子育てをしている親の割合 H29：76.0% ⇒ R2～5平均：82.6%>
- 毎年11月の「オレンジリボン（児童虐待防止）・キャンペーン」において、子供や子育て世代の親、そして、将来親になる若年層を主なターゲットとして、児童虐待の通告義務\*、虐待の子供への影響、相談先の情報等について、広く県民に発信しています。

#### 課 題

- 虐待予防の啓発に取り組んだ結果、体罰等によらない子育てをしている親の割合は増加していますが、体罰等を肯定している親や、子育ての困り感、育てにくさ等からやむを得ず体罰等をしている親が一定数いることから、子供への体罰の悪影響や相談窓口等の更なる周知が必要です。
- 児童虐待を受けたと思われる子供を発見した人が速やかに通告できるよう、児童虐待の通告義務及び児童相談所虐待対応ダイヤル「189」\*や市町こども家庭センター\*等の相談窓口等のさらなる周知が必要です。

#### 取組の方向

- ▶ 子供への体罰の禁止や児童虐待の子供に及ぼす悪影響、望ましい子育ての方法等について、子育て世代や、将来親になる若年層を主なターゲットとして、ホームページやSNS\*等の若者に届きやすい媒体を活用して周知を図り、体罰等によらない子育てを推進します。
- ▶ 児童虐待の通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、市町こども家庭センター等の相談窓口を、子供や子育て世代をはじめ、広く県民に周知し、虐待の予防や早期支援に取り組みます。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
体罰等によらない子育てをしている親の割合	82.6% (R2～R5の平均値)	87.3%

#### 指標の設定趣旨

体罰等によらない子育てをしている親の割合が増加することは、子供の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす行為に対する理解が深まっていることを表し、そうした行為の減少につながると考えられることから、指標として設定しました。

※ 「母子保健等に関する実施状況調査「乳幼児期\*に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合」から算出

## 柱1 児童虐待防止対策の充実 (2) 市町の機能強化の支援

### 現 状

- 児童福祉法が改正され、令和6（2024）年4月から、市町の母子保健機能（ひろしまネウボラ\*等）と児童福祉機能が一体となった市町こども家庭センター\*の設置が市町の努力義務となったほか、子育て家庭への支援の充実のため、家庭支援事業\*の新設、拡充等が図られました。  
 <市町こども家庭センター設置市町数> R6：16市町
- 本県では、地域の関係機関と一体となって、妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する仕組みとして「ひろしまネウボラ」の構築を進めており、令和6（2024）年度は18市町で実施されています。また、子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報共有して予防的支援を行う仕組みの構築に取り組み、モデル事業として県内4市町で実施し、これまで発見できなかった子供・家庭の発見と予防的な支援に繋げています。
- 「ひろしまネウボラ」等でリスクが発見された家庭に対しては、市町こども家庭センターにおいて、要対協\*等を活用した在宅での支援が実施され、虐待のリスクや緊急度が高い場合は、県こども家庭センター\*と連携して対応することとなります。
- 県こども家庭センターでは、市町職員を含め、職員の経験や専門性に応じた各種研修を実施しているほか、市町へのアドバイザー派遣や市町職員の県こども家庭センターでの実習受け入れ等を通して、市町職員の対応力強化を支援しています。
- 市町の相談援助機能を支援する役割を有する民間の「児童家庭支援センター\*」の設置数が増えています。  
 <児童家庭支援センター設置数> R1：3か所 ⇒ R6：5か所

### 課 題

- 「ひろしまネウボラ」における見守りや予防的支援を通してリスクが発見された家庭に対し、速やかに専門的な支援を行えるよう、母子保健機能と児童福祉機能が一体化した市町こども家庭センターがすべての市町に設置される必要があります。
- 児童虐待への対応においては、市町や県こども家庭センター（児童相談所）、関係機関との連携及び役割分担を進め、要対協を活用しながら、地域全体で支援を行っていく必要があります。
- 市町こども家庭センターにおける支援が、適切なリスクアセスメント\*によるサポートプランに基づき、県こども家庭センターや関係機関との連携のもと、適切に行われるよう、市町職員の専門性の向上や市町の在宅支援体制の強化を図る必要があります。

### 取組の方向

- ▶ 市町において、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、市町こども家庭センターの設置を促進します。
- ▶ 市町こども家庭センターが、要対協の調整機関を担い、県こども家庭センター（児童相談所）や児童家庭支援センター、民生委員\*・児童委員\*、医療・教育・福祉・司法等の関係機関等とネットワークを構築し、支援を行うなど、地域全体での支援体制を強化します。
- ▶ 県のアドバイザー派遣により、要支援者の支援方針となるサポートプランの作成・更新を支援するとともに、市町こども家庭センターに従事する職員等の専門性向上のための研修の充実や、要支援家庭のニーズに応じた家庭支援事業の活用促進等により、市町の在宅支援機能の強化に取り組みます。

成 果 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合	令和7(2025)年度 調査予定	100%
<b>指標の設定趣旨</b> 支援対象者の課題の解決のための支援方針となるサポートプランが作成され、それに沿って支援されているということは、支援対象者に関わる関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施していると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
すべての子供や妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市町こども家庭センターの設置市町数	16 市町	23 市町

## 柱1 児童虐待防止対策の充実

### (3) 県こども家庭センター\*の機能強化

#### 現 状

- 本県では、全国に先駆けて、児童相談所、女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターを統合して、密接に関係する児童虐待とDV\*に対し、一体的に対応できる体制を整えるとともに、より専門的な支援を行うため、児童精神科医を常勤配置した「県こども家庭センター」を平成17(2005)年度に開設しました。
- 県こども家庭センター(児童相談所)における児童虐待相談対応件数は、児童虐待防止法施行後も年々増え続け、平成12(2000)年度から令和5(2023)年度までの23年間で約16倍となっています。
 

<児童虐待相談対応件数> H12: 404件 ⇒ R5: 6,380件
- 県こども家庭センターでは、市町との役割分担のもと、より高い専門性が求められる、緊急性や重症度の高い事案に注力する必要がありますが、相談内容も多様化、複雑化するなかで、相談・通告の多くを占める軽微な事案にも対応しています。
- 西部こども家庭センターに平成26(2014)年度から、東部こども家庭センターに平成28(2016)年度から常勤の弁護士を配置し、法的対応が必要な事案への対策を強化しています。
- 西部こども家庭センターに令和元(2019)年度から、東部こども家庭センターに令和2(2020)年度から現職警察官を配置し、警察と緊密な連携を図り、介入が必要な事案への対応を強化しています。
- 年々増加する児童虐待相談に対応するため、西部こども家庭センターと東部こども家庭センターに支所を開設することとし、令和7(2025)年度の開設に向けて、施設改修等の準備が進んでいます。
- 児童虐待に伴う一時保護件数は大幅に増加し、そのうち半数以上が、保護者の同意が得られず「職権保護」したケースです。
 

<児童虐待事案に係る一時保護延人数> H30: 6,690人日 ⇒ R5: 10,325人日 ※広島市を除く
- 一時保護した子供のセキュリティーやプライバシー対策等の強化、処遇環境の改善を図るため、東部こども家庭センターの一時保護施設を増改築し、令和5(2023)年度から供用を開始しました。
- 県東部に開放的環境による保護を行うための専用施設(一時保護専用施設、設置主体は社会福祉法人)が令和6(2024)年度に開設されました。

#### 課 題

- 県こども家庭センターは、市町と役割分担し、保護や親子分離を要するなど高い専門性が求められる事案に注力する必要があります。
- 年々増加する児童虐待相談に迅速に対応できるよう、業務の効率化を進めるとともに、組織体制を強化する必要があります。
- 職員を計画的に増員していますが、若い専門職や経験が浅い職員が増加しているため、多様化・複雑化する相談内容に対応できるよう、職員の専門性の維持、向上ができる体制を確保していく必要があります。
- 県西部には、一時保護専用施設がなく、開放的環境により子供を保護できる体制が求められています。

**取組の方向**

- ▶ 児童虐待への対応体制や対応力等市町の児童虐待に対する機能強化を支援し、県との適切な役割分担と連携により、県全体としての児童虐待への対応体制づくりを進めます。
- ▶ 増加する児童虐待相談への対応や家庭養育優先原則\*を踏まえた支援の推進に向け、業務の効率化や組織体制の見直し等により、県子ども家庭センターの更なる専門性の強化に取り組むとともに、よりきめ細かくに対応するため、西部子ども家庭センター及び東部子ども家庭センターの支所を開設します。
- ▶ 専門性の高い相談援助業務を行うため、児童福祉司\*や児童心理司\*等の専門職を計画的に確保するとともに、研修や適切なジョブローテにより育成を図ります。
- ▶ 圏域や地域の児童人口に配慮して、児童養護施設\*等による一時保護専用施設の設置を推進し、開放的環境において保護することが適当な子供の一時保護に対応します。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
県内で児童虐待により死亡した子供の人数	0人	0人
<b>指標の設定趣旨</b>		
今後も児童虐待の通告・相談件数が増加することが見込まれる中、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応によって、虐待死を発生させないことが重要と考えられるため、指標として設定しました。		
成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
児童虐待により長期の親子分離が必要なケース	69件 (R2～R5の平均値)	57件
<b>指標の設定趣旨</b>		
長期の親子分離を必要とするケースの減少は、児童虐待の早期発見・早期対応や親子関係の再構築によって、虐待の重症化の防止が図られていることを表すと考えられるため、指標として設定しました。※ 県子ども家庭センターが支援に関与したケース		
参 考 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数(定員)	2か所(12人)	4か所(24人)

## 5年後の目指す姿 柱2 社会的養育\*の充実・強化

- ◆ 里親\*制度が広く県民に周知され、社会全体に里親や家庭養育の重要性への認識や理解が深まるとともに、里親として登録する人やファミリーホーム\*が増え、様々な事情により家族と暮らすことができない子供の多くが家庭と同様の環境で養育されています。

里親支援センターの設置が進み、県全域が支援対象とされ、県こども家庭センター\*や市町との連携により、里親を支える環境の整備が図られており、里親の養育上の不安や負担感が軽減し、安心して子供を養育することができています。

- ◆ 里親による養育が困難な場合であっても、児童養護施設\*等の小規模かつ地域分散化が進められることによって、家庭的環境の充実が図られ、施設で生活する子供が、できるだけ家庭養育に近い環境で養育されています。

乳児院\*や児童養護施設では、被虐待経験のある子供や発達障害\*のある子供、様々な障害や疾患のある子供等、特別の支援を要する子供の入所が増加する中でも、職員の専門性の向上や多機能化、児童自立支援施設等との連携体制の構築により、個々の状況に応じた適切な支援が行われ、子供たちが安心して生活できています。

また、児童養護施設等の子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されています。

- ◆ 児童養護施設や里親等の社会的養護\*のもとで生活するすべての子供の権利が擁護されており、必要に応じて第三者による意見表明等の支援を受け、自らに影響を与える事柄等に自由に意見を表明することができ、意見表明権や出自、生き立ちを知る権利が保障されています。

社会的養護の期間が終了した後も、必要に応じて、児童養護施設や里親の居宅での生活を継続しながら自立支援を受けることができ、また、施設を退所した後は、自立援助ホーム\*等や社会的養護自立支援拠点事業所による自立支援を受けることができています。

### 成果指標

- 要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率  
20.0% ⇒ 37.0%
- 施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合  
14.5% ⇒ 38.8%
- 社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後）  
53.1% ⇒ 68.4%

## 柱2 社会的養育\*の充実・強化

### (1) 里親\*等委託の推進

#### 現 状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、実親による養育が困難な場合には、里親や特別養子縁組\*等、家庭と同様の環境のもとで養育されるよう、家庭養育優先原則\*が規定されました。
- 県では、令和5(2023)年4月から、里親制度の啓発、里親のリクルート\*、里親研修、里親と子供とのマッチング、養育する里親への支援といったフォスタリング\*業務を、社会福祉法人に委託し、県子ども家庭センター\*と連携して里親等委託を推進しています。
- 令和5(2023)年度末の里親数は、平成30(2018)年度末と比べ、88世帯(約41%)増えています。  
また、令和5(2023)年度末の、子供が委託されている里親数は、平成30(2018)年度末と比べ、横ばいとなっています。  
  - <認定・登録里親数> H30:214世帯 ⇒ R5:302世帯
  - <子供が委託されている里親数>H30:88世帯 ⇒ R5:89世帯
- しかしながら、県内では、乳児院\*、児童養護施設\*、里親等のもとで、約660人の子供が暮らしていますが、そのうち里親等への委託は、全国平均の25.2%(令和5(2023)年度末)を下回る、20.0%にとどまっています。  
  - <要保護児童の里親・ファミリーホーム\*への委託率> H30:16.1% ⇒ R5:20.0%
- 里親数は増加していますが、里親等の稼働率は、27.0%にとどまっています。  
  - <里親等の稼働率> H30:41.1% ⇒ R5:27.0%
  - ※稼働率=委託児童数/(里親登録数×平均受託児童数+ファミリーホーム定員数)
- 令和5(2023)年度末のファミリーホームの数は、平成30年(2018)年度末と比べ、2か所増えています。  
  - <ファミリーホーム事業者数> H30:4か所 ⇒ R5:6か所
  - <ファミリーホーム定員> H30:24人 ⇒ R5:36人
  - <ファミリーホーム措置人員> H30:23人 ⇒ R5:27人
- 平成29(2017)年3月に作成された、「広島県新生児里親委託マニュアル」に基づき、新生児里親委託を推進しており、養子縁組里親への委託から特別養子縁組の成立の増加につながる事が期待されます。  
  - <児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数> R元:3件 ⇒ R5:2件(速報値)

#### 課 題

- 里親登録者数は増加しているものの、様々な事情により、実際には委託が困難な里親も多いため、里親制度の啓発をさらに進め、新たな里親を確保する必要があります。
- 里親自身の養育経験の不足から、里親登録をしても委託をすぐにはできない場合や、委託後に愛着\*関係が形成できず、養育に困難が生じる場合があることから、委託前からの里親への研修を充実させるなど、里親の養育力の向上や子供との愛着形成に対する支援が必要です。
- 里親の養育上の不安や負担感が軽減し、安心して子供を養育できるよう、委託後も継続して里親を支援する体制を強化する必要があります。
- 里親への委託は、施設入所に比べて多大な労力がかかることに加え、県子ども家庭センター(児童相談所)では、増加を続ける児童虐待相談への対応のため、里親への委託や支援に注力することが難しい状況があることから、県子ども家庭センター(児童相談所)、市町、里親支援センター\*及び児童養護施設等の連携や役割分担を図り、里親を支援していく必要があります。

- 将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供にも、安定した家庭養育環境を提供できるよう、新生児期からの里親委託や特別養子縁組等も活用する必要があります。
- 市町が地域の要支援家庭への支援に里親を活用できるよう、ショートステイ\*や一時保護委託等を推進する必要があります。

### 取組の方向

- ▶ 里親制度の更なる普及・啓発を図り、新たな里親を確保するとともに、里親や里親のもとで養育されている子供に対する地域の理解を促進して、里親が安心して子供を養育できる環境づくりを進めます。
- ▶ 委託前・委託後の里親に対する研修を充実し、里親の養育力の向上や里親と子供との愛着関係の形成を支援します。
- ▶ 里親支援センターの設置を促進し、乳児院や児童養護施設等とも協働して里親等委託を推進するとともに、要対協\*を必要に応じて活用しながら、県子ども家庭センター、市町、関係機関等が連携して、地域で里親を支援する体制を整えます。
- ▶ 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組等によるパーマネンシー保障\*を重視した支援を行います。
- ▶ ショートステイや一時保護委託等により、短期間、里親が子供を預かる取組を増やし、里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組を促進します。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	20.0%	37.0%
<b>指標の設定趣旨</b>		
要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率が増加することは、家庭と同様の環境で暮らす要保護児童が増え、個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数	302 世帯 6 か所	393 世帯 9 か所
里親マッチング率（里親委託児童数／里親数）	35.1%	44.3%

## 柱2 社会的養育\*の充実・強化

### (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等

#### 現 状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、実親による養育が困難な場合には、里親\*や特別養子縁組\*等、家庭と同様の環境のもとで養育されるよう、家庭養育優先原則\*が規定され、家庭と同様の環境での養育が適当でない場合には、できるだけ良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることとされました。
- 児童養護施設\*には、被虐待経験のある子供や、ADHD\*等の発達障害\*のある子供、様々な障害や疾患のある子供等、特別の支援を要する子供が高い割合で入所しています。
  - ＜児童養護施設新規入所児童のうち、被虐待経験のある子供の割合＞  
R5：116人のうち77人(66.4%)
- 小規模かつ地域分散化された児童養護施設(以下「地域小規模児童養護施設」という。)が、着実に整備されてきています。
  - ＜地域小規模児童養護施設の数＞ H30：6か所 ⇒ R5：9か所
  - ＜児童養護施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合＞  
H30：4.9% ⇒ R5：14.5%
- 市町と連携した在宅支援としてショートステイ\*の実施や里親支援専門相談員の配置等、乳児院\*や児童養護施設の多くが多機能化に取り組んでいます。
  - ＜ショートステイの実施設数＞ R5：15施設中14施設が実施
  - ＜里親支援専門相談員の配置＞ R5：15施設中11施設が実施
- 母子生活支援施設\*は、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かし、保護と自立支援の機能の充実が求められていますが、入所者数は減少傾向にあります。

#### 課 題

- 施設では、特別の支援を要する子供が高い割合で入所していることから、職員の専門性の強化を図るとともに、児童自立支援施設\*等の専門性を有する施設と連携し、より手厚い支援を行うための体制を確保する必要があります。
- 地域小規模児童養護施設の整備については、大・中舎制に比べてより多くの職員が必要になることや労働条件が厳しいこと、専門性のある人材の確保が難しいことから、施設の状況に応じたきめ細かな支援を行うことで、施設の小規模化や地域分散化を進める必要があります。
- 家族や地域の養育力が低下するなか、家庭養育優先原則を推進するため、施設の多機能化を進め、乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設等の専門性を、地域の要支援家庭を支える資源として積極的に活用していくことが必要です。
- 母子生活支援施設については、市町によって社会資源等が違い、入所方針が異なっており、施設を活用した早期支援が促進されるよう、市町と施設の連携強化を図る必要があります。

#### 取組の方向

- ▶ 特別の支援を要する子供への支援を充実させるため、研修等による職員の専門性の強化を図るとともに、県立広島学園を含む県内施設の連携体制を構築します。
- ▶ 社会的養護\*が必要な子供のうち里親等委託が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう、施設と連携しながら、施設の小規模かつ地域分散化に取り組みます。

- ▶ 児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。
- ▶ 母子生活支援施設については、すべての市町が、施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所による好事例や他市町の入所の判断基準の共有等に取り組みます。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合	14.5%	38.8%
<b>指標の設定趣旨</b> 施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合が増えることが、社会的養護が必要な子供ができるだけ家庭養育に近い環境で、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

## 柱2 社会的養育\*の充実・強化

### (3) 社会的養護\*のもとで生活する子供の自立支援の推進

#### 現 状

- 令和4（2022）年の児童福祉法改正により、児童養護施設\*等の措置に関して児童の意見又は意向を勘案して行うことや、児童福祉審議会\*等の調査審議及び意見の具申等、児童の権利擁護に係る環境整備を行うことが明確化されました。
- 同改正により、社会的養護経験者等の実態把握及びその自立のために必要な支援について、都道府県の義務として明確化されました。
- すべての児童養護施設で、苦情を受け付ける窓口の設置や第三者委員制度等、苦情解決に係る体制を整えています。
- 県こども家庭センター\*（児童相談所）では、施設に入所する子供に対して、オレンジ（子供の権利）ノート\*等を配付し、その内容を丁寧に説明しています。
- 社会的養護のもとで生活する子供の意見表明権を保障するため、令和4（2022）年8月から県こども家庭センターの一時保護施設へ、令和5（2023）年10月から児童自立支援施設へ、第三者であるNPO法人への外部委託により意見表明等支援員（アドボケイト\*）を派遣し、子供の意見を聞く仕組みを構築しています。
- 義務教育終了後に支援を要する子供が入所する自立援助ホーム\*は、県内8か所に増え、社会的養護自立支援拠点事業所\*が県内2か所に設置され、児童養護施設等を退所した者が自立支援を受けることができる機会が増えています。  
 <自立援助ホームの設置数> H30：3か所 ⇒ R5：8か所
- 令和6（2024）年4月からは、児童自立生活援助事業\*の要件が弾力化により、上限年齢が撤廃され、自立援助ホーム以外の児童養護施設や里親\*の居宅においても、生活や就業等に係る自立支援の実施ができるようになりました。
- 児童養護施設や里親のもとで暮らしている子供の、高等学校卒業後の大学等への進学率は、年度によってばらつきがあるものの概ね上昇傾向にあります。県全体の進学率83.3%（令和5（2023）年学校基本調査を基に県算出）に比べると低い水準です。  
 <高等学校等卒業後の大学等への進学率（児童養護施設・里親等）>  
 H29：40.0% ⇒ R5：53.1%

#### 課 題

- 施設入所や里親委託された子供の中には、施設入所等の選択に当たって説明や意見聴取が十分されていない場合や、自分が親元を離れなければならない理由等を理解していない場合、自分の出自や成育歴等を把握していない場合もあり、社会的養護が必要な子供の意見表明権や知る権利等、権利擁護を保障する仕組みが十分に整っていません。
- 里親・施設等が、県こども家庭センターと連携し、里親委託や施設入所中から、子供ごとに、将来を見据えた支援が行われる必要があります。
- 社会的養護のもとで生活していた子供の実情を把握し、必要に応じて、自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所等による適切な自立支援を行う必要があります。
- 自立援助ホームに加え、子供の状況に応じて、児童養護施設や里親の居宅での児童自立生活援助事業の実施を推進していく必要があります。

**取組の方向**

- ▶ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生い立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。
- ▶ 社会的養護経験者等\*の実情を把握し、必要な支援策を検討していきます。
- ▶ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
社会的養護のもとで生活する子供の進学率(高等学校卒業後)	53.1%	68.4%

**指標の設定趣旨**

社会的養護のもとで生活する子供の高校卒業後の進学率を、県平均の水準に近づけることは、個々の状況に応じた支援によって、一般家庭で養育されている子供と同様に、希望する進路を選べる状態になっていると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現状 (R6)	目標 (R11)
児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況	8人	34人

## 目指す姿

## 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ◆ ひとり親家庭が、様々な支援制度について、いつでも情報を得ることができ、必要に応じて市町や広島県ひとり親家庭サポートセンターでの適切な支援につながるなど、地域のネットワークの中で孤立することなく生活できています。  
また、離婚等を理由としてひとり親となる家庭では、離婚前から、子供の養育に関する義務として、「養育費\*」と「面会交流\*」の重要性を十分に理解し、相談員や弁護士等による専門的な相談支援により、「養育費」の支払や「面会交流」が適切に実行されています。  
こうした取組により、ひとり親家庭の子育てや生活上の負担が軽減され、安心して、充実した生活を送ることができています。
- ◆ ひとり親家庭の子供が、家庭や学校、地域等で安心して過ごせる居場所があり、生活習慣や学力等の自立に必要な力を身に付けることができています。
- ◆ ひとり親家庭で育った子供が、将来の夢や目標に向けて、活用可能な支援策等の情報を得られ、他の家庭との環境の差によって将来の選択肢を自ら狭めることなく、自信を持って意欲的に取り組むことができています。

## 成果指標

- 養育費を受け取っている人の割合  
28.3% ⇒ 39.9%
- 面会交流を実施している人の割合  
34.7% ⇒ 49.8%
- ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後）  
80.6% ⇒ 84.0%

## 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

## (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実

## 現 状

- ひとり親家庭では、子育てに関して頼れる存在がない家庭や経済的に困窮している家庭の割合が高くなっています。  
 <子育てに関して頼れる人がいないと答えた人の割合> (令和5 (2023) 年度広島県子供の生活に関する実態調査 (以下「子供の生活実態調査」という。))  
 小5の保護者 ⇒ ふたり親世帯：2.6%      ひとり親世帯：5.1%  
 中2の保護者 ⇒ ふたり親世帯：3.4%      ひとり親世帯：10.0%
- <年収が中央値の1/2未満の世帯の割合> (子供の生活実態調査)  
 小5の子供のいる世帯 ⇒ ふたり親世帯：5.0%      ひとり親世帯：47.6%  
 中2の子供のいる世帯 ⇒ ふたり親世帯：4.9%      ひとり親世帯：46.9%
- 県では、広島県ひとり親家庭サポートセンター (以下「センター」という。) に養育費\*専門相談員及び就業相談員を配置し、就業や養育費、生活全般に関する相談について、市町の母子・父子自立支援員\*等と連携して対応しています。
- 日中仕事等で相談機関に行くことが難しいひとり親家庭等が、必要な情報を効率的に得ることができるよう、センターでは夜間・土日の電話相談やICT\*を活用した相談体制を整備しているほか、令和5 (2023) 年度には、養育費専門相談員を増員するなど、養育費や面会交流\*に関する相談体制を強化し、弁護士会や法テラス、市町の母子・父子自立支援員等と連携して、相談支援に取り組んでいます。  
 <センターへの相談延べ件数> (センター調べ)  
 R2：1,174件      R5：1,759件
- 県内の離婚等を理由とするひとり親家庭のうち、養育費を受け取っている者や面会交流を行っている者の割合は横ばいとなっています。  
 <養育費の取り決めと受け取り状況> (広島県調査「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」。  
 注釈ない場合以下同じ)  
 取り決めをしている割合 R1：42.1%      R6：44.2%  
 受け取っている割合 R1：28.9%      R6：28.3%
- <面会交流の取り決めと交流状況>  
 取り決めをしている割合 R1：29.6%      R6：34.0%  
 交流している割合 R1：28.8%      R6：34.7%
- ひとり親家庭では、一人で育児をしながら働く必要があるため、勤務時間や場所等、働き方の制約を受けることが多く、正規の職員として就業する割合は約5割となっています。  
 <ひとり親家庭のうち正規の職員・従業員として就業している者の割合>  
 母子世帯 R1：42.4%      R6：48.6%  
 父子世帯 R1：64.5%      R6：55.9%

## 課 題

- ひとり親家庭が孤立しないためには、地域の中で見守り、生活上の悩み等を、必要に応じて市町の母子・父子自立支援員やセンター等相談機関につなぎ、継続的に支援していく体制を構築する必要があります。
- 収入の少ないひとり親家庭が経済的に困窮しないよう、必要な支援を行う必要があります。
- 育児と仕事の両立で、日中忙しいことの多いひとり親家庭が、相談したい時にいつでも相談できる体制を拡充する必要があります。

- 離婚等を理由とするひとり親家庭においては、「養育費」の支払や「面会交流」が適切に実行されるよう、「養育費」や「面会交流」の重要性について学ぶ機会を充実させる必要があります。
- ひとり親家庭の親が、制約のある中でも就業の希望を叶えるため、就業に必要な基本的なマナーや就業先から求められる実践的なスキルを身に付けられる機会を提供する必要があります。

**取組の方向**

- ▶ ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体等によるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。
- ▶ 収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当\*や母子父子寡婦福祉資金\*貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容等から分析し、支援の充実につなげます。
- ▶ ひとり親家庭が相談したい時にいつでも相談できるよう、センターでは、夜間・土日の電話相談やAI\*やSNS\*等のICTを活用した相談体制の充実に取り組みます。
- ▶ 離婚等を理由とするひとり親家庭が、養育費や面会交流の必要性や意義を理解し、取り決め方法を確実に学ぶことができるよう、わかりやすい情報提供に取り組みます。
- ▶ ひとり親が、希望する就業に向けた力をつけられるよう、センターによる基礎的なマナー講座のほか、職業訓練等、より実践的なスキルを身に付けられる機会を提供します。

成果指標	現状 (R6)	目標 (R11)
養育費を受け取っている人の割合	28.3%	39.9%
<b>指標の設定趣旨</b>		
養育費を受け取っている人の割合が増加することが、ひとり親家庭の経済基盤の充実につながると考えられることから、指標として設定しました。		

成果指標	現状 (R6)	目標 (R11)
面会交流を実施している人の割合	34.7%	49.8%
<b>指標の設定趣旨</b>		
面会交流を実施している割合が増加することが、ひとり親家庭の子供がどちらの親からも愛され、大切な存在であることを実感することにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

参考指標	現状 (R5)	目標 (R11)
県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費等の生活一般にかかる相談件数	6,846件	8,031件

参考指標	現状 (R5)	目標 (R11)
広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	90件	150件

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
年収が中央値の1/2未満のひとり親世帯の割合	小5の子供のいる 世帯：47.6% 中2の子供のいる 世帯：46.9%	小5の子供のいる 世帯：37.0% 中2の子供のいる 世帯：36.4% (R10)

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
子育てに関して頼れる相手のいないひとり親家庭の親の割合	小5の保護者：5.1% 中2の保護者：10.0%	小5の保護者：3.9% 中2の保護者：6.7% (R10)

## 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

### (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

#### 現 状

- ひとり親家庭の子供は、ふたり親家庭の子供と比較して、「情緒の問題」や「仲間関係の問題」等の心理的な課題を抱える傾向にあります。
  - <子供の心理的な状態> (令和5 (2023) 年度広島県子供の生活に関する実態調査 (以下「子供の生活実態調査」という。)) ※数値が高いほど心理的な問題との関連性が高い
 

情緒の課題	：小5⇒ ひとり親世帯：3.61	ふたり親世帯：3.13
	中2⇒ ひとり親世帯：3.92	ふたり親世帯：3.57
仲間関係の問題	：小5⇒ ひとり親世帯：2.36	ふたり親世帯：2.21
	中2⇒ ひとり親世帯：2.50	ふたり親世帯：2.11
- 生活面においては、ひとり親家庭では、毎日朝食を食べている割合や平日同じ時間に寝ている割合が低くなっています。
  - <日常的な生活の状況> (子供の生活実態調査)
 

朝食を毎日食べる者の割合	：小5⇒ ひとり親世帯：77.2%	ふたり親世帯：89.3%
	中2⇒ ひとり親世帯：74.5%	ふたり親世帯：82.2%
平日同じ時間に寝ている者の割合	：小5⇒ ひとり親世帯：74.4%	ふたり親世帯：80.4%
	中2⇒ ひとり親世帯：78.6%	ふたり親世帯：83.0%
- また、地域のクラブ活動や部活動等への参加状況について、ひとり親家庭の子供は、ふたり親家庭の子供と比較して、参加していない割合が高くなっており、その理由として、「費用がかかるから」「家の事情(家族の世話、家事等)があるから」といった事項が、ふたり親よりも高くなっています。
  - <地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動へ参加していない割合> (子供の生活実態調査)
 

小5⇒ ひとり親世帯：29.7%	ふたり親世帯：25.0%
中2⇒ ひとり親世帯：24.7%	ふたり親世帯：13.5%
  - <参加しない理由>
 

費用がかかるから	：小5⇒ ひとり親世帯：13.4%	ふたり親世帯：6.9%
	中2⇒ ひとり親世帯：10.6%	ふたり親世帯：6.8%
家の事情(家族の世話、家事等)があるから		
	小5⇒ ひとり親世帯：8.1%	ふたり親世帯：7.3%
	中2⇒ ひとり親世帯：6.8%	ふたり親世帯：3.2%
- 学習面においては、ひとり親家庭の子供は、学校での成績を「やや下の方」「下のほう」と考えている割合が高く、学校の授業以外で学習しない子供の割合が多くなっています。
  - <学校での成績を「やや下の方」「下のほう」と考えている割合> (子供の生活実態調査)
 

中2⇒ ひとり親世帯：49.9%	ふたり親世帯：34.1%
------------------	--------------
  - <学校の授業以外で学習しない子供の割合> (子供の生活実態調査)
 

中2⇒ ひとり親世帯：11.1%	ふたり親世帯：5.1%
------------------	-------------
- ひとり親家庭の親・子供ともにふたり親家庭に比べ、大学以上の進学希望者の割合が低く、経済的な要因が大きくなっています。
  - <進学希望「高校まで」> (子供の生活実態調査)
 

中2(親)⇒ ひとり親世帯：23.7%	ふたり親世帯：10.6%
中2(子)⇒ ひとり親世帯：21.0%	ふたり親世帯：12.7%

＜高校までとした理由が家庭の経済的状況による者の割合＞（子供の生活実態調査）

中2（親）⇒ ひとり親世帯：35.1%      ふたり親世帯：19.9%

中2（子）⇒ ひとり親世帯：13.8%      ふたり親世帯：5.9%

- ひとり親家庭の保護者、子供ともに「小学校・中学校・高校で、将来社会で活躍するために必要な力をつける」ための支援を求める割合が高くなっています。

＜ひとり親家庭が県に求める支援＞（子供の生活実態調査）

小学校・中学校・高校で、将来社会で活躍するために必要な力をつけるための支援

小5⇒ 親：53.4%（2位）、 子：29.4%（1位）

中2⇒ 親：54.1%（2位）、 子：35.3%（2位）

### 課題

- 心理的に不安を抱えているひとり親家庭の子供等、支援が必要な子供を早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- ひとり親家庭の子供が、自立に必要な力を身につけられるよう、生活指導や体験の提供、学習支援等の取組が、県内多くの市町で行われる必要があります。
- ひとり親家庭の子供が経済的な理由等により進学をあきらめずに済むよう支援するほか、奨学金や就学支援制度等の情報を早い段階から提供していく必要があります。

### 取組の方向

- ▶ すべての子育て家庭と継続的に関わるネウボラ拠点との情報連携の強化や、ひとり親家庭等の子供が気軽に立ち寄ることができる安心安全な居場所の設置の促進等により、支援が必要な子供を早期に発見し、市町のこども家庭センターや学校等と連携して支援する体制の構築に取り組みます。
- ▶ 市町が生活指導や学習支援等を実施するために必要な個別学習支援員の配置や実施スペースの確保に係る費用等を支援します。
- ▶ 母子父子寡婦福祉資金\*貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をSNS\*や学習支援の場等の地域の居場所等を活用して発信します。

成果指標	現状（R6）	目標（R11）
ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率(高等学校卒業後)	80.6% (R2～R6 平均)	84.0%

#### 指標の設定趣旨

ひとり親家庭が、個々の状況や課題に応じた必要な情報や適切な支援を受けることによって、子供の高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定しました。

参考指標	現状（R5）	目標（R11）
ひとり親家庭の子供に対する学習支援に取り組む市町数	6市	23市町

## 目指す姿

## 柱4 障害のある子供等への支援

- ◆ 県内の医療型短期入所\*定員の拡充（令和5（2023）年度比約1.4倍）が図られ、医療的ケア\*を日常的に必要な障害児とその家族は、在宅に必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。
- ◆ 発達障害\*児及びその家族は、身近な地域で、早い段階から、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けることができます。
- ◆ 地域のかかりつけ医や専門医療機関、保健・医療・福祉・教育が連携した地域ネットワーク支援体制が各市町で整備されており、発達障害児やその家族は、ライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期かつ適切に、多機関の専門職から支援を受けることができます。
- ◆ 個別の教育支援計画\*及び個別の指導計画\*が、特別な支援を必要とするすべての生徒等に作成され、校種間で適切に引き継がれているほか、それらの計画が教職員間及び関係機関等で共有されており、生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることができます。
- ◆ 特別支援教育\*に係る通級による指導\*の担当教員及び特別支援学校\*のすべての教員並びに特別支援学級\*担任の60%が特別支援学校教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。
- ◆ 本県独自の特別支援学校技能検定\*の実施等、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校高等部に所属する就職を希望するすべての生徒が卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得し、就職しています。

## 成果指標

- 在宅の医療的ケア児の生活を支援する県内の医療型短期入所定員数  
67人 ⇒ 91人
- 発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数 8市町 ⇒ 23市町
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成率  
公立幼稚園等 100% ⇒ 100%、公立小学校 100% ⇒ 100%、  
公立中学校 100% ⇒ 100%、公立高等学校 100% ⇒ 100%
- 個別の教育支援計画活用率  
公立小学校 99.2% ⇒ 100%、公立中学校 97.0% ⇒ 100%、公立高等学校 83.1% ⇒ 100%
- 特別支援学校教諭免許状保有率  
小・中学校通級による指導の担当教員 48.4% ⇒ 100%  
小・中学校特別支援学級担任 27.4% ⇒ 60.0%  
特別支援学校教員 86.4% ⇒ 100%
- 特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合  
100% ⇒ 100%

## 柱4 障害のある子供等への支援

### (1) 地域における重層的な支援体制の構築

#### 現 状

○ 医療技術の進歩により、NICU\*（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア\*が日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が今後増加することが見込まれるとともに、退院して地域で生活するケースが増加しています。

＜在宅の医療的ケア児数（R3 県調査）＞ 499 人

○ 発達障害\*は、早期から適切な支援を行うことにより、発達障害があっても、日常生活や社会生活に適応することは可能であることから、早期把握、早期支援が重要です。このため、県では乳幼児健康診査\*を始めとする様々な場面における気づきを強化するとともに、気づいた段階から特性に応じた支援が身近な地域で行われるよう、早期把握、早期支援の強化を図るための研修や、関係機関への助言等を行っています。

また、市町の地域支援体制の点検・評価、地域内の連携状況の把握・分析を行うツール（Q-SACCS）の普及等により、地域の支援機関の連携強化に取り組んでいます。

○ 発達に課題のある子供が、身近な地域で適切に診察、診断、助言を受けることができるよう、医師や医療スタッフの養成のための研修を実施しており、県内の発達障害の診療を行っている医師は徐々に増加しています。

#### 課 題

○ 在宅の医療的ケア児及びその家族等を支援する医療型の短期入所については、人員配置や設備基準の法的規制、医療職等の専門資格を有する人材の不足等により、新規事業所の参入が難しい状況となっています。

○ 発達障害の早期把握、早期支援については、市町によって取組状況や連携強化に差異があります。このため、身近な地域で早期から適切な支援が受けられるよう、支援機関の対応力向上や、気づきの段階から関係機関が連携した重層的な支援体制の構築を図る必要があります。

○ 県内の発達障害の診療を行う医師は徐々に増加していますが、発達障害の診療が一部の専門医療機関に集中し、初診までに長期の待機が生じています。また、専門医療機関の初診時に、療育や障害福祉、母子保健等の医療以外の分野による支援につながないケースが多く存在しています。

#### 取組の方向

▶ 在宅の医療的ケア児及びその家族等の支援ニーズを踏まえ、医療型短期入所\*事業所の参入を促進するため、医療機関等への働きかけを行うとともに、社会福祉整備費補助金等の活用により、医療的ケア児等を含めた重症心身障害児（者）を対象とする通所支援事業所の拡充や定員増を図ります。また、医療的ケアに対応できる看護職員等の人材育成を図ります。

▶ 発達障害児及びその家族が、早期から身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや、ライフステージ等に応じた研修会の実施等により、支援者の質の向上を図ります。

また、地域支援マネジャーの派遣や、地域における発達支援の中核的な支援機関である児童発達支援センター\*の機能強化等により、地域支援体制の構築・強化をサポートするとともに、市町における効果的な活用事例の普及による「Q-SACCS」の活用促進等を図り、地域の実情に応じた支援体制の構築に取り組めます。

- ▶ 早期から身近な地域で発達障害を診断し、必要な医療を受けることができるよう、医師や医療スタッフの養成に向けた研修を引き続き実施します。また、社会情勢や医療環境の変化等も踏まえながら、長期の初診待機者の減少に取り組むとともに、初診待機期間から発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、医療以外の分野も含めた、各支援機関が連携した重層的な地域支援体制の整備を図ります。

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
在宅の医療的ケア児の生活を支援する県内の医療型短期入所*定員数	67 人	91 人
<b>指標の設定趣旨</b>		
介護者がレスパイトできるよう医療型短期入所定員を確保することが、医療的ケア児及びその介護者の在宅生活の充実につながると考えられることから、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数	8 市町	23 市町
<b>指標の設定趣旨</b>		
発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数が増加することは、地域の実情に応じて相互補完の理念に基づく多職種連携支援が構築されていることの成果であり、初診待機期間から発達障害の特性に配慮した支援を受けることにつながることも期待できると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (R5)	目標 (R11)
児童発達支援センターの設置市町数 ※	12 市町	22 市町
発達障害の初診待機期間が1か月以上かつ、待機期間中に必要な支援につながっていない方の人数（推計値）	950 人	0 人

※ 市町単独での設置が困難な場合は、障害保健福祉圏域で支援する。

## 柱4 障害のある子供等への支援

### (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備

#### 現 状

- 特別支援学校\*や特別支援学級\*等に在籍する幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）が年々増加しています。
  - <特別支援学校に在籍する生徒等数> H30：2,755人 ⇒ R5：2,833人 ※広島市立を含む
  - <特別支援学級に在籍する生徒等数> H30：6,659人 ⇒ R5：10,072人 ※広島市立を含む
- 乳幼児期\*から学校卒業後までの一貫した長期的な計画である「個別の教育支援計画\*」と、指導目標や指導内容・方法を具体的に盛り込んだ計画である「個別の指導計画\*」の作成率は、全校種で100%となっており、概ねすべての公立学校で特別支援教育\*を推進するための基本的な支援体制が整備されています。

#### 課 題

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画(以下「個別の計画等」という。)の作成率は全校種で100%となりましたが、引き続き特別な支援を必要とするすべての生徒等に対して、個別の計画等を作成していくよう周知するとともに、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう、指導に携わる複数の教員が情報を共有し、指導の一貫性や統一性を図るために、個別の計画等の活用を促進する必要があります。

#### 取組の方向

- ▶ 幼保・小・中・高等学校等が、特別な支援を必要とする生徒等全員に対して、個別の計画等を作成するとともに、個別の教育支援計画を校種間の接続や関係機関等との連携において活用することにより、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備します。

成 果 指 標		現 状 (R5)	目 標 (R11)
個別の教育支援計画作成率	公立幼稚園等	100%	100% (R10)
	公立小学校	100%	100% (R10)
	公立中学校	100%	100% (R10)
	公立高等学校	100%	100% (R10)

#### 指標の設定趣旨

個別の教育支援計画の作成率を100%で維持することが、生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定しました。

※ 広島市立を除く

※ 「公立幼稚園等」とは、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園\*

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10（2028）年度に設定している。

成果指標		現状 (R5)	目標 (R11)
個別の教育支援計画活用率	公立小学校	99.2%	100% (R10)
	公立中学校	97.0%	100% (R10)
	公立高等学校	83.1%	100% (R10)
<b>指標の設定趣旨</b> 個別の教育支援計画の活用率が上昇することが、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制の整備につながると考えられることから、指標として設定しました。			

※ 広島市立を除く

※ 「活用率」とは、個別の教育支援計画の作成時に前籍校から提供を受けた個別の教育支援計画を活用した学校の割合。

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10(2028)年度に設定している。

成果指標		現状 (R5)	目標 (R11)
個別の指導計画作成率	公立幼稚園等	100%	100% (R10)
	公立小学校	100%	100% (R10)
	公立中学校	100%	100% (R10)
	公立高等学校	100%	100% (R10)
<b>指標の設定趣旨</b> 個別の指導計画の作成率100%を維持することが、生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定しました。			

※ 広島市立を除く

※ 「公立幼稚園等」とは、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10(2028)年度に設定している。

## 柱4 障害のある子供等への支援

### (3) 教員の専門性の向上

#### 現 状

○ 小・中学校等の教員の特別支援教育\*に関する専門性の向上を図るため、毎年、免許法認定講習を開催し、特別支援学校\*教諭免許状（以下「免許状」という。）の取得を推進していますが、免許状保有率が伸び悩んでいます。

＜特別支援学校教員の在籍校種の免許状保有率＞ H30：81.0% ⇒ R5：86.4%

＜特別支援学級\*担任の免許状保有率＞ H30：32.3% ⇒ R5：27.4%

＜通級による指導\*の担当教員の免許状保有率＞ H30：67.9% ⇒ R5：48.4%

\* 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校等の免許状に加えて、特別支援学校教諭免許状を所持しなければならないが、教育職員免許法附則第15項において、当分の間、特別支援学校教諭免許状を所持しなくても特別支援学校の教員となることができるとされています。また、小・中学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当教員は、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていないが、近年の特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が増加している状況からも、より専門的な指導を行うために、取得が望ましいとされています。

#### 課 題

- 小・中学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当教員については、特別支援学級の急増等に対応した免許状保有者等の専門性を有する教員の確保が必要となっています。
- 特別な支援が必要な児童生徒が年々増加し、児童生徒の教育的ニーズが多様化しており、その教育的ニーズに対応するために、指導を担当する教員の専門性の向上が必要です。

#### 取組の方向

- ▶ 免許状の取得を促進する免許法認定講習や、教員長期研修派遣の実施、特別支援教育に関する研修を充実させるとともに、免許状保有率が伸び悩む要因を分析して、より効果的な取得促進策を検討し、通常の学級を含め、すべての学びの場における教員の指導の充実を図ります。

成 果 指 標		現 状 (R5)	目 標 (R11)
特別支援学校教諭免許状保有率	小・中学校 通級による指 導の担当教員	48.4%	100% (R10)
	小・中学校 特別支援学級 担任	27.4%	60% (R10)
	特別支援学校 教員	86.4%	100% (R10)

#### 指標の設定趣旨

教員の特別支援教育に関する専門性を高めることが、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握することにつながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定しました。

※ 広島市立を除く（本務者のみ）

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10（2028）年度に設定している。

## 柱4 障害のある子供への支援

### (4) 特別支援学校\*における教育の充実

#### 現 状

- ジョブサポートティーチャー\*（就職支援教員）による就職指導や、生徒の実態、適性及び希望に合った新規企業・業種の開拓、本県独自の特別支援学校技能検定\*等によって生徒の就職意欲を高めることにより、特別支援学校高等部卒業者の就職率は、全国平均並みで推移しています。
  - <特別支援学校高等部（本科）卒業者の就職率>
    - R3.3卒：21.6% ⇒ R6.3卒：32.7%
    - ※特別支援学校高等部（本科）卒業者のうち、企業等に就職した割合（広島市立を含む）
  - <特別支援学校高等部（本科）卒業者の離職率>
    - R元.3卒：21.6% ⇒ R2.3卒：28.1%
    - ※就職した者のうち、卒業後3年の間に離職した割合（広島市立を含む）
- 就職を希望する生徒以外についても、キャリア教育\*を通じて、生徒一人一人の希望に寄り添った進路指導を行っています。
- 一人1台端末の活用について、効果的に活用して、主体的な学び\*と協働的な学び\*を実践できている教員がいるものの、十分に活用できていない場面も一定程度見られます。

#### 課 題

- 高等部卒業者の就職率は全国平均並みで推移していますが、業種・職種等就職希望者のニーズは多様化しており、新規企業・業種の開拓、キャリア教育及び職業教育の充実を継続する必要があります。
- 生徒一人一人の障害の状態等に応じた進路指導を行い、就職希望者以外についても適切な進路選択ができるよう支援していく必要があります。
- 全国に比べ、ICT\*を活用して指導できる教員の割合が低い状況があります。

#### 取組の方向

- ▶ 生徒の就職意欲を高めるとともに、働く態度の育成や技能の習得を通じて、特別支援学校高等部卒業者の就職支援を図り、就職希望者の就職の実現につなげます。
- ▶ 就業体験の機会の確保等、進路学習を充実させることで、就職希望者以外の生徒の希望する進路の実現につなげます。
- ▶ 特別支援学校においては、授業におけるICT活用の促進と教員の指導力を高めます。

成 果 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合※	100%	100% (R10)

#### 指標の設定趣旨

特別支援学校高等部（本科）卒業者のうち、就職希望者全員の就職を実現することが、生徒の職業的自立の重要な要素の一つと考えられることから、指標として設定しました。

※ 特別支援学校高等部卒業者の就職率には、就労継続支援A型事業所は含まない。

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10（2028）年度に設定している。

参 考 指 標	現 状 (R5)	目 標 (R11)
就職希望者のうち、卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得した者の割合	71.7%	100% (R10)

※ 広島県特別支援教育ビジョンにおいて、最終目標達成見込年度を令和10(2028)年度に設定している。